

# 求職活動申立書兼誓約書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

武蔵村山市長 殿

私は、現在求職活動中です。

保育所等に入所できましたら、**2か月以内に就労を開始**します。

なお、**期限までに就労開始ができない場合は保育所等を退所**します。

また、就労証明書は入所翌々月の15日までに提出します。特別な事情があり、期限内に就労ができない場合は「理由書」を入所翌々月の15日までに提出します。期限内に必要な書類を提出しない場合、入所3か月目の月末で保育実施解除となっても異議申し立てをいたしません。

武蔵村山市

保護者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※ 切り取らないでご提出ください。

キリトリ線

(求職活動申立書兼誓約書控え)

## 求職活動申立書兼誓約書を提出された方へ（留意事項）

次の事項に留意の上、必ず期限までに必要な手続きをお取りください。

- 保育所等に入所してから2か月以内に就労を開始してください。**  
なお、月48時間以上の就労証明として、給与明細書3か月分の写しを後日提出していただきます。（原則1か月分ずつ提出。）
- 2か月以内に就労開始ができない場合は原則退所**となります。  
やむを得ない事情で、就労開始が難しい場合は、入所翌々月の15日（15日が土日・祝日の場合はその前の開庁日）までに「理由書」を提出してください。
- 就労証明書は、入所翌々月の15日（15日が土日・祝日の場合はその前の開庁日）までに提出してください。
- 期限内に必要な書類の提出がなく、事前に電話等の連絡もない場合は、保育の必要性がないとみなし、入所3か月目の月末をもって保育の実施を解除いたしますのであらかじめご承知おきください。**

提出先・お問い合わせ先

武蔵村山市子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係

電話 042-565-1111（内線184・189）